12/19 朝日

薗浦議員、辞職へ

過少記載 虚偽説明認める

自民党の薗浦健太郎衆院議員(50)＝千葉5区、当選5回＝の事務所が政治資金パーティーの収入を計4千万円ほど少なく記載していた疑いがある問題で、薗浦氏が議員を辞職する意向を周囲に伝えたことが、関係者への取材でわかった。

略式起訴の判断待たず

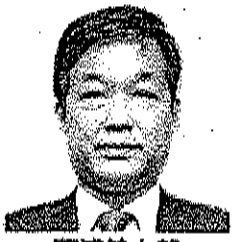

薗浦健太郎
衆院議員

東京地検特捜部は公設第1秘書らとの共謀を認定して薗浦氏を政治資金規正法違反（不記載など）罪で略式起訴することを視野に検討。薗浦氏は略式起訴に同意する考えで、罰金刑が確定すれば失職するが、「秘書からの事前報告はなかった」と取材に虚偽の説明をした政治的責任などを踏まえ、その前に自ら辞職するとみられる。

問題となっているのは、薗浦氏が代表、公設第1秘書が会計責任者を務める資金管理団体「新時代政経研究会」など。関係者によると、公設第1秘書や、会計処理を第1秘書に教えた元政策秘書は、パーティーの度に収支報告書からの除外額を薗浦氏に事前報告したと供述したという。

薗浦氏は11月の取材に事前報告や過少記載の認識を否定したが、今月の特捜部の聴取には一転して認めた。そのうえで、検察が自身の共謀を認定して略式起訴する場合は受け入れる意向を周囲に示している。薗浦氏は取材に虚偽説明をした責任のほか、罰金刑確定に伴う公民権停止の期間（原則5年）が短縮されることを狙い刑事処分を受ける前に辞職する考えだという。

収支報告書の不記載などの罰則は5年以下の禁錮か100万円以下の罰金。略式起訴は、100万円以下の罰金・科料の事件を対象に、検察官が正式裁判ではなく、簡裁に簡易的な書面審査を求める手続きで、当事者の同意が必要になる。

自ら辞職しても、簡裁の略式命令による罰金刑が確定すると、公民権停止中は選挙に出られなくなる。

研究会と関係政治団体「そのうら健太郎後援会」の収支報告書には、計約4千万円のパーティー収入のほか、支出にも多額の不記載があるとみられる。

統一選・補選に影響か

岸田政権にとっては、閣僚3人が辞任した臨時国会が10日に閉会し、来年に向けて政権運営の立て直しを狙っていた矢先だけに痛手となりそうだ。政権では政治とカネの問題が相次いでおり、来春の統一地方選や辞職した場合は4月にも行われる衆院補欠選挙へ影響が出る可能性がある。

政治とカネをめぐる問題では寺田稔前総務相が閣僚を辞任し、秋葉賢也復興相の疑惑が報じられた。薗浦氏が所属する麻生派幹部からは「党に迷惑をかけるから、離党も仕方がない」との声もあった。

政府・与党は統一地方選をにらみ、来年1月下旬にも召集する通常国会を「波静か」に乗り切りたい考え。ただでさえ内閣支持率が低迷する中、党幹部は「早く辞めた方が政権へのダメージも軽くなる」と指摘。閣僚経験者は「政治とカネの問題を有権者は嫌う。統一地方選への影響は間違いなくある」と話した。